

射水市キッチンカー貸与規程

令和2年11月26日

令和3年10月27日

(趣旨)

第1条 この規程は、射水市における新規創業を支援するとともに特産品販売及びPR活動の促進を図るため、射水市が所有し射水商工会議所に貸し出された、食品の調理等を目的とした設備を備えた車両（以下「キッチンカー」という。）の市民等への貸与について、必要な事項を定めるものとする。

(貸与自動車)

第2条 貸与するキッチンカーは、次のとおりとする。

- (1) 自動車の種類 特殊用途自動車（自動車登録番号：富山830さ・132）
- (2) 付帯内容 自動車任意保険（対人、対物、人身、車両及びロードアシスト）

(被貸与者)

第3条 キッチンカー（車内の設備を含む。以下同じ。）の貸与を受けることができるものは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、事業の実施に必要な許可等を得ているものとする。

- (1) 射水商工会議所又は射水市商工会の会員
- (2) 射水市内において新たに創業を予定している個人、団体若しくは法人
- (3) 射水市内に住所を有する個人、団体若しくは法人又は事業所を有する個人、団体若しくは法人
- (4) 射水市の特産品販売又はPR活動を行う個人、団体若しくは法人
- (5) 前各号に掲げるもののほか、射水商工会議所が特に認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものには、貸与しないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反する事業を行おうとするもの
- (2) 違法な活動を支援又は助長する、又はその恐れがある事業を行おうとするもの
- (3) 政治結社、宗教団体、暴力団その他反社会的勢力に関する事業を行おうとするもの
- (4) マルチ商法、無限連鎖商法に関する事業を行おうとするもの
- (5) 関係法令の規定によりキッチンカーの使用に制限を受けるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、射水商工会議所が不相当と判断する事業を行おうとするもの

(使用用途)

第4条 キッチンカーの貸与は、次に掲げる用途に限るものとする。

- (1) 各種イベント等において射水市のPR活動を行う事業
- (2) 各種イベント等において射水市の特産品等の販売を行う事業
- (3) 第3条第1号及び第2号に掲げるものが開発する新商品の試験販売又は市場調査等を行う事業
- (4) 射水市の地域資源を活用した新商品の試験販売又は市場調査等を行う事業

- (5) 災害時利用、防災意識向上の為の事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、射水商工会議所が特に必要と認めた用途
(申請及び決定)

第5条 貸与を受けようとするものは、貸与を受けようとする日の7日前までに、キッチンカー貸与申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を射水商工会議所に提出しなければならない。なお、申請書は貸与を受けようとする日が属する月の6月前から先着順で受け付けるものとする。

- 2 貸与を受けようとするものが、前項の申請書を提出するときは、事前に高岡厚生センター射水支所若しくは営業等を行う場所を所管する保健所等と協議し、必要な手続きを行わなければならない。
- 3 射水商工会議所は、第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、貸与の可否を決定し、キッチンカー貸与決定(却下)通知書(様式第1号)により、貸与を受けようとするものに通知するものとする。

(貸与条件)

第6条 貸与条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸与は、原則として、ひと月につき1回とし、貸出期間は15日以内とする。
- (2) 貸与は、無償とする。
- (3) 貸与の決定を受けたもの(以下「借受者」という。)は、キッチンカーを転貸しないこと。
- (4) 借受者は、食品衛生責任者を選定し、衛生上の管理を行うこと。
- (5) 借受者(借受者とともに第4条に定める事業に従事するものを含む。)が細菌、ウイルスなどの病原体による感染症に感染していないこと。
- (6) 運営管理等に必要な消耗品等は、借受者が用意すること。
- (7) 借受者が不特定多数の者に販売する営業目的で利用する場合は、食品営業賠償保険等の生産物賠償責任保険(PL保険)に加入すること。
- (8) 返却の際、車内の設備を原状に復し、燃料(発電機の燃料を含む。)を補充すること。
- (9) 返却の際、射水商工会議所が指定する日時、場所で検査を受け、キッチンカー運行日誌・実績報告書(様式第2号)を提出すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、関係法令及び射水商工会議所が指示する事項を遵守すること。

(運営管理)

第7条 借受者は、キッチンカーの運行及び運営管理等に関して自主的かつ責任を持って実施するものとする。

(貸与の取消し)

第8条 射水商工会議所は、次の各号のいずれかに該当する場合は、キッチンカーの貸与の決定を取り消すことができる。この場合において、借受者に損害が生ずることがあっても射水商工会議所はその責めを負わない。

- (1) 借受者が貸与の解除を申し出たとき。

- (2) この規程に違反したとき。
- (3) キッチンカーの運行及び運営管理等に関して、この規程の趣旨にそぐわない利用等があると認められたとき。
- (4) キッチンカーの事故、故障等により、キッチンカーを貸与することができなくなったとき。

(事故報告等)

第9条 借受者は、キッチンカーにより事故が生じたときは、直ちに射水市が指定する損害保険会社に連絡し、射水商工会議所にキッチンカー事故届出書（様式第3号）を提出しなければならない。

- 2 借受者は、キッチンカーに損傷を与えたとき、キッチンカーが故障したとき又はキッチンカーが盗難にあったときは、直ちに射水商工会議所にキッチンカーき損等届出書（様式第4号）を提出しなければならない。
- 3 借受人が貸与期間中にキッチンカーに関し、道路交通法に定める違反等をしたときは、直ちに会頭へ報告するとともに、借受人は違反等をした地域を管轄する警察署に出頭し、直ちに自ら違反に係る反則金又は罰金等を納付し、かつ、当該違反に伴い発生した諸費用を負担しなければならない。

(損害賠償)

第10条 前条各項の場合において発生した損害額（射水市及び借受者が加入する保険の補償限度額を超える額及び保険金が支払われない損害に係る額をいう。）は、借受者が負担する。

- 2 射水市が加入している損害保険の免責金額については、借受者の負担とする。
- 3 借受者は、キッチンカーを損傷し、又は滅失したときは、これを現状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、これを減額し、又は免除することができる。
- 4 借受者が負担すべき損害額を射水市が支払ったときは、借受者は直ちにその支払額を射水市に支払うものとする。

(委任)

第11条 この規程で定めるもののほか、キッチンカーの貸与に関し必要な事項については射水商工会議所が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年10月27日から施行する。